

平成20年第1回かほく市議会定例会

意見書文書表

受理 番号	受 付 年月日	件 名	提出議員	賛成議員	議決 結果
第2号	H20.3.12	海岸漂着ごみの処理 責任の明確化に関する 意見書	富澤 明次	竹内 幹雄 沖津 千万人	可決
第3号	H20.3.12	道路特定財源の暫定 税率堅持及び関連法 案の年度内成立を求 める意見書	猪村 博靖	遠田 順 荒井 三喜雄	可決
		以下余白			

海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 3 月 12 日

かほく市議会議長

別宗 明敏 殿

提出者 かほく市議会議員 富澤 明次
賛成者 かほく市議会議員 竹内 幹雄
賛成者 かほく市議会議員 沖津 千万人

(別紙)

海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書

近年、日本海沿岸の各自治体においては、海岸漂着ごみの処理に苦慮している。

漂着ごみの処理については、従来から定期的にボランティアにより回収し、市町村が処理を行う形で行われてきた。しかしながら、台風や大雨等に伴い大量に漂着した場合や、流木などの処理困難物が漂着した場合などには、漂着ごみの回収・保管・収集運搬・処分が滞り、住民からの迅速な処理要請に応えられない状況となっている。これは、漂着ごみの処理について、海岸管理者である県と一般廃棄物の処理について統括的な責任を持つ市町村との責任関係が不明確であることが、円滑な協力体制を構築するうえでの阻害要因となっているためである。

これについては、平成 11 年に「海岸法」が改正され、ほとんどすべての海岸で都道府県が「海岸管理者」と位置付けられたものの、「廃棄物処理法」では、従来から市町村が「一般廃棄物処理計画に従って適正処理を講じる」とあるように、各種の法令間で処理責任の考え方に齟齬があることが問題となっている。

また、漂着ごみ処理に係る補助制度についても、国土交通省と環境省の二つの制度があり、海岸の区域によって、補助対象者が海岸管理者である場合と市町村である場合があるなど、処理責任の面で整合性がとれていない部分も見受けられ、現場において混乱が生じている。

よって、国におかれては、わが国の美しい海岸線を守るため、海岸管理者と市町村の間で円滑な協力体制が構築できるよう、海岸漂着ごみについての処理責任を明確化するとともに、関係法令の整備を早急に行うよう下記のとおり強く要望する。

記

1. 「海岸法」において、「海岸管理者」としての漂着ごみについての処理責任の範囲を明確化するとともに、混乱の原因となっている「廃棄物処理法」・「港湾法」・「水難救護法」など関連する法令を整備すること。
2. 漂着ごみ処理に係る補助制度については、処理責任に基づいた適切な制度に見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 12 日議決

発議第 3 号

道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 3 月 12 日

かほく市議会議長

別宗 明敏 殿

提出者 かほく市議会議員 猪村 博靖
賛成者 かほく市議会議員 遠田 順
賛成者 かほく市議会議員 荒井 三喜雄

(別紙)

道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、本市においては、高規格道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁などの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約 9 千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて 1 兆 6 千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では 1 億 1 千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるほど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、厳しい状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 12 日議決